

**橋本市「暮らしの便利帳」協働発行事業
要求水準書**

令和 8 年 7 月

橋本市総合政策部秘書広報課

目次

1. 業務名.....	3
2. 業務内容.....	3
3. 暮らしの便利帳の要求水準について.....	3
4. その他.....	4
5. 問合せ先.....	4

1. 業務名

橋本市暮らしの便利帳協働発行业務

2. 業務内容

市民の暮らしに役立つ情報提供を目的として、市役所の窓口や各種手続き等の行政情報に地域情報や生活情報、企業等の広告（以下「広告」という）を加えた市民向け情報誌「橋本市暮らしの便利帳」（以下「便利帳」という。）を事業者のもつノウハウを活用して協働で発行する「官民協働事業」として実施する。

3. 便利帳の要求水準について

（1）規格及び作成予定部数

- ①規格 : A4サイズ
- ②総ページ数 : 120 ページ程度
- ③部数 : 29,000 部（全戸配布及び転入者）
- ④色 : フルカラー

（2）編集等の条件

- ①企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、協働発行业務者が行う。その際、企画、編集等については、市と十分協議し、市の承認を得なければならない。
- ②市は、電子データ及び紙原稿で利帳に必要な情報の提供を行う。
- ③協働発行业務者は、便利帳の発行前に、印刷原稿を市に提出し、あらかじめ市の承認を得なければならない。
- ④市は、協働発行业務者から印刷原稿の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は協働発行业務者に印刷原稿の修正を指示できるものとする。
- ⑤掲載できる広告の内容の範囲については、「橋本市有料広告事業実施要綱」を遵守する。
- ⑥発行した便利帳を市内の全世帯に配布することにより納入にかえるものとし、残部は市が指定する場所に納入する。
- ⑦便利帳の納品時に、表紙及び裏表紙その他無ページのものも含めた全ページ分（広告を除いたもの）の電子データをPDFファイル等により市に納入するものとする。

（3）発行時期 令和9年3月（予定）

（4）著作権 行政情報に関する著作権は、橋本市に帰属する。

（5）掲載する広告について

- ①広告掲載については、各種法令等を遵守するものとし、市が内容の審査を行う。その内容が便利帳に適さないものであると市が判断した場合は、全体または一部を市と協議のうえ変更する。
- ②広告はすべて協働発行业務者による取り扱いとし、その収入は協働発行业務者に属する。

- ③便利帳発行後の広告の管理責任は、協働発行事業者が負うものとする。
 - ④「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また橋本市が推奨するものではありません。」などの文言を記載すること。
 - ⑤広告掲載にあたり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を協働発行事業者が追うものとする。
- (6) 責任分担及び問い合わせ等の対応
- ①行政情報に関する責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応することとする。
 - ②行政情報以外に関しては事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば事業者が対応することとする。
- (7) 個人情報の取扱い
- ①協働発行事業者は、本事業実施に伴い入手する個人情報の取扱いに当たっては、橋本市個人情報保護条例その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。
 - ②市は、協働発行事業者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、協働発行事業者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

4. その他

- (1) その他
- ①便利帳を全戸配布するとともに、秘書広報課に納品するほか、市のホームページで掲載が可能な電子データを提供すること。
 - ②常に市と緊密な連絡体制をとること。
 - ③本事業実施に伴い入手する個人情報や市内部情報の取り扱いについては、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏洩等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (2) 留意事項
- この要求水準書に記載されていない事項または業務上生じた疑義については、本市と事業者の協議により定めるものとする。

5. 問合せ先

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
橋本市 総合政策部 秘書広報課
担当：佐藤
TEL：0736-33-2676（直通）
FAX：0736-33-2674
E-mail：kocho@city.hashimoto.lg.jp